

# 4月臨時教育委員会会議録

## 公開案件

開催日時	令和2年4月13日（月） 午前10時から	
開催場所	奈良市役所 北棟2階 第16会議室	
出席者	委員	北谷教育長、都築委員、畑中委員、柳澤委員、梅田委員 【計5人出席】
	事務局	五味原補佐、井関、福岡
	理事者	【教育委員会】 立石教育部長、増田教育部次長、廣岡教育部次長、小林教育政策課長、山田教職員課長、伊東学校教育課長、久保田いじめ防止生徒指導課長、垣見教育支援・相談課長、石原教育センター所長
開催形態	公開（傍聴人 3人）	
議題	<p>1 教育長報告</p> <p>（1）新型コロナウイルスの感染拡大防止に係る奈良市立学校の臨時休業について</p> <p>2 議案</p> <p>議案第1号 新型コロナウイルスの感染拡大防止に係る奈良市立学校の臨時休業について</p>	
決定取り纏め事項	<p>1 教育長報告</p> <p>（1）新型コロナウイルスの感染拡大防止に係る奈良市立学校の臨時休業については、了承した。</p> <p>2 議案</p> <p>議案第1号 新型コロナウイルスの感染拡大防止に係る奈良市立学校の臨時休業については、可決した。</p>	
担当課	教育委員会 教育政策課	
<b>議事の内容</b>		
教 育 長	<p>皆さん、おはようございます。</p> <p>それでは、皆様がおそろいですので、令和2年4月の臨時教育委員会を</p>	

	<p>始めさせていただきます。</p> <p>それでは、事務局より資料の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>本日の案件に関する資料につきましては、既に配付いたしておりますとお りです。</p>
教育長	<p>本日の委員会は、委員全員が出席しており、委員会は成立いたします。 ただいまから、4月臨時教育委員会を開催いたします。</p> <p>本日の議事録署名委員は私と都築委員でございます。</p> <p>どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>案件に入る前に、山口俊男様ほか2名の方から傍聴の申出があり、傍聴 規則第2条及び第3条の規定に基づき、3名の傍聴券を交付いたしました ので、ご報告申し上げます。</p> <p>それでは、傍聴人の方を傍聴席へご案内願います。</p> <p>それでは、本日の案件に入ります。</p> <p>本日は、教育長報告が1件、議事1件、計2件でございます。</p> <p>本日の案件は公開とさせていただきます。</p> <p>また、本日は臨時教育委員会であるため、本案件に関する関係部課長の みの審議といたします。</p> <p>また、本日の案件は、市民等に幅広く広報していただくべき内容のもの でありますことから、報道関係者の入室を許可しております。</p> <p>なお、撮影につきましては、議案第1号の冒頭の案件説明までを許可し たいと思いますが、委員の皆様方、よろしいでしょうか。</p>
教育委員	<p>異議なし。</p>
教育長	<p>それでは、報道関係者の会議の撮影につきましては、議案第1号の冒頭 の案件説明までといたしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、教育長報告（1）「新型コロナウイルスの感染拡大防止に係 る奈良市立学校の臨時休業について」、学校教育課長より説明願います。</p>
学校教育課長	<p>別紙資料をご覧ください。</p> <p>新型コロナウイルス感染症に係る対策といたしまして、事務局で春期休 業後の対応の検討を進める中、本市の感染者数が増加するとともに、4 月1日に出された国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提 言の中で、本県に隣接する大阪府が感染拡大警戒地域に当たるとの認識 が示されました。</p> <p>このことから、市民の多くが通勤や通学のために大阪へ行き来する現状 があることを踏まえると、本市における感染者数がさらに増加する可能 性があると考え、教育委員の皆様には春期休業後の対応につきましてメ ールにてご意見を伺わせていただきました。その中で、「大阪、兵庫、</p>

京都でも感染の拡大状況が続いており、峠を越したように感じられない」や、「リスク要因が除去されていないのであれば休業はやむを得ない」などのご意見をいただきました。

また、校長及びPTA連合会の代表者の方からも、「学校の対応でどこまで感染を防げるか不安である」や、「命を守る選択をしてほしい」などのご意見をいただきました。

文部科学省事務次官通知によりますと、新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業につきましては、学校保健安全法第20条に基づく臨時休業であり、同条では「学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。」と規定しております。ここで学校の設置者とは、学校教育法第2条により地方公共団体であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第1項において、学校そのほかの教育機関の設置、管理及び廃止に関することが教育委員会の職務権限とされております。そのことから、現在の状況や皆様方からのご意見を踏まえ、教育委員会といたしましては、4月6日から17日までを臨時休業とすることにいたしました。

臨時休業中の対応といたしましては、在校生を対象に4月6日を登校日として実施するとともに、予定どおりの日程で入学式を実施いたしました。それぞれの実施に際しましては、連絡を短時間で رفتり、入学式の式場を運動場にしたりするなど、感染症予防のための対策を講じさせていただきました。

また、家庭学習の課題を作成、提示したり、全児童を対象としたストレスチェックを実施したりするなど、可能な限りの対応を行っているところでございます。

教 育 長

今までの奈良市立学校が臨時休業に入りました経緯等を学校教育課長からご説明させました。委員の皆様方にも都度、都度、ご意見を聴取させていただいておりますが、何かご意見、ご質問等ございましたら、よろしく願いいたします。

都 築 委 員

今、ご説明いただいたような対応の仕方で、現段階では、何か課題になるようなこととか、今後改めなければならない検討事項、事例は上がっておりますでしょうか。

学校教育課長

今のところは、4月6日が登校日ということで、在校生につきましては登校し、非常に短時間の時間短縮で各学校とも努力をしていただき、必要な連絡はその際に行うことができたと聞いております。また、入学式につきましても、色々な制限を設けながらも実施することができました。課題としては、今後の方向性について、早く知らせて欲しいというご意見をいただいております。

教 育 長	ほかにございませんか。
畑 中 委 員	長い休み明けということで、4月に登校日、また入学式があったということですが、子供たちの様子について、分かる範囲で結構ですので、聞かせていただけたらと思います。
学校教育課長	子供たちの様子につきましては、登校日のときには、子供たち同士、久しぶりに顔を合わせるということで、やはり喜んでいる子供たちが多かったということです。それから、小学校と中学校の入学式につきましても、やはり入学式ができてよかったという声をいただいております。一方で、感染の拡大が日によって刻々と変わることから、やはり学校に来させることに対する不安を訴えられる保護者の方もいらっしゃり、時々お電話をいただいております。
教 育 長	ほかに、ございますか。 小中学校では、何人くらいお休みになりましたか。
学校教育課長	登校日については把握出来ておりませんが、入学式につきましては、中学校では4名、小学校では6名、登校不安から欠席した子がおりました。
教 育 長	今の報告にもありましたように、休業が続く中で、本市は始業式を登校日として、子供とのコミュニケーション、つながる手段とさせていただきたいということでご説明をさせていただきましたが、親の判断として、まだ学校に行かせるのは不安だということで、休まれたという方もいらっしゃるということです。そのことについては、保護者なり本人の心配があるということでは、積極的に学校もそのことを理解して、特にその扱いを特別に欠席にするというようなことではなく、休まれた方も連絡を密にして、差異のないような対応をさせていただいているということでございます。 それでは、ご意見がないようですので、教育長報告（1）「新型コロナウイルスの感染拡大防止に係る奈良市立学校の臨時休業について」は、了承いたします。 次に、議事に入ります。 議案第1号「新型コロナウイルスの感染拡大防止に係る奈良市立学校の臨時休業について」、学校教育課長、教育支援・相談課長より続けて説明願います。
学校教育課長	お手元の資料1枚目をご覧ください。 先ほどご報告申し上げましたとおり、新型コロナウイルス感染症に係る対策といたしまして、現在、市立学校を4月17日までの臨時休業期間としております。この臨時休業期間につきましては、新型コロナウイルス

感染症が全国的に拡大していることや、4月8日に政府の緊急事態宣言が出され、その対象地域に大阪、兵庫が含まれていること、本市の感染者数が増加していること等を踏まえ、当初の4月17日までの休業期間を5月6日まで延長しようとするものでございます。

資料の1ページに、4月8日に政府より出された緊急事態宣言についてお示ししておりますが、期間が5月6日までとなっており、その対象地域に大阪、兵庫が含まれております。市民の多くが、通勤・通学のためにこれらの地域に行き来をする現状から、今後も市内における感染者数が増加する可能性は極めて高いと想定されます。また、校長や保護者からは学校再開への不安の声も上がっておりますことから、市立学校を対象とする臨時休業期間を5月6日まで延長することが望ましいと考えたところでございます。

5月6日までを臨時休業期間といたしました場合、5月7日以降の対応につきましては、緊急事態宣言の延長があった場合におきましても、感染症予防対策を行って5月7日は登校することとし、児童・生徒の健康観察や学習課題の回収等を行うことを考えております。ただし、登校を不安に思う児童・生徒が欠席した場合でも欠席扱いにはいたしません。5月8日以降の対応につきましては、緊急事態宣言の推移を見ながら判断することといたします。

また、臨時休業期間が長期にわたることから、児童・生徒の学習支援や心身の健康を支援する手だてが、より必要になると考えております。そのため、学校教育課からは、学習支援として、学習課題の作成や提示を各校にお願いするとともに、タブレット端末やスマートフォンを活用した、在宅での学習支援の実施を検討しております。

在宅での学習の具体的な内容といたしましては、まず、授業動画の配信を考えており、今週、準備が整い次第、配信することで検討しております。また、その先にあるものとして、オンラインでの指導を通じた、同時双方向型の遠隔教育の実施について、検討しているところです。このオンラインでの指導につきましては、4月13日、本日から5日間、各校の全学級におきまして、在籍する子供たちを対象に、ビデオ会議システムを使ったコミュニケーションを試験的に実施する予定で今進めております。今回の試験運用を通し、各学校から実施状況について聞き取りを行い、課題等を洗い出し、今後の活用につなげていく予定です。

アンケート結果をご覧ください。これは市立小中学校の全児童・生徒を対象としたインターネット利用環境に係るアンケートの結果でございます。現在、この結果を基に、インターネット利用環境が確保できないご家庭への対応として、タブレット端末やWi-Fiルーターの貸出しについても、必要数を把握し、検討していくことで進めております。

令和2年3月2日以降の児童・生徒の生活実態を把握し、必要な心のケアを行うことを目的に、登校日を活用し、休み中の生活調べを実施いたしました。対象は、小学校第2学年から中学校第3学年までの児童・生徒でございます。中学校1年生につきましては、4月7日の入学式、それ以外の学年については、4月6日に実施をしております。

特に、休みが続く中で、何か不安を感じたことはありますか、という問いに対して、「ある」と回答したのは、小学校では17.5%、中学校では19.7%と、ほぼ2割弱の児童・生徒になっております。

また、不安があると回答した児童・生徒の主な記述内容ですが、新型コロナウイルスに関わる内容としては、「自分や身近な人が感染していないのか」、「自分がかかると周囲に迷惑がかかるのではないか」という記述がございました。

休業措置に関わることにしましては、「いつまで休みが続くのか」、「夏休みがなくなるのではないか」という記述がございました。

同じく、学校生活に関わっては、「前の学年の勉強が終わっていない」、「新しい学年の学習についていけるか」など、また、生活にしましては、「1人で家にいるのが不安」、「あまり外に出られないのがストレス」、「ゲームをやり過ぎてしまう」、「生活のリズムが崩れてしまう」などの記述がございました。

続いて、学年ごとの集計結果につきましては、学年ごとの大きな差異は、特に見られませんでした。

この結果を受け、教育委員会といたしましても、休業中もスクールカウンセラーを配置し、教育相談体制を整えているところでございます。

また、学校として校内での結果を共有し、必要に応じて家庭との電話連絡や窓口での対応、玄関先での対応等を連携して行うような体制を整えているところです。さらに、緊急を要する案件がある場合は、学校と教育支援課、また、いじめ防止生徒指導課、関係機関と連携を図り対応していきたいと考えております。

また、奈良市においては、24時間体制の「ストップいじめならダイヤル」を持っており、電話に加えてメール相談ができる体制を取っております。奈良市以外の相談窓口につきましても、お示しをさせていただいているとおりでございます。

教 育 長

案件の説明は以上でございますので、報道関係者の皆様方には、撮影はここまでとさせていただきます。

それでは、この件について、委員の方々からご意見、ご質問をいただきながら深めていきたいと思っております。事務局の提案といたしましては、市立学校、一条高校も含めて、臨時休業をさらに5月6日の水曜日まで延長するというところでございます。その理由については、今、説明のあったことを鑑みということでございます。

柳澤委員

「5月7日は登校すること」とあるのですが、状況の変化によっては、それも危ない可能性というのは想定されておられないのでしょうか。ここは前提として「緊急事態宣言の延長があった場合でも」となっているのですが、よりひどくなることでいうと、5月7日を登校するということに決めてしまうのは、ちょっときついのかなという気もいたします。どこまでこれが続くかという中長期展望が、ちょっと持てない段階ですので。当然、4月の6日に登校日を設けて、入学式もやって、一月に1回ぐらいは顔を合わせようということで、5月7日は登校していただきたいということではあるのですが、何が何でも5月7日は登校するという書き方は、ちょっと厳しいのかという気がしました。それから、そのほかには登校日は特に設けられないというのは、文科省からの通達か、何かあってでしょうか。例えば、月に2回ぐらい全員が顔をそろえる、学年別でもいいのですが、そういう機会は特に必要ないというお考えでしょうか。

学校教育課長

まず、5月7日を登校日として決めてしまうのは、いかがかということですが、おっしゃるとおり、今後も感染状況が刻々と変わる状況であり、必ずというような形にしてしまうことは、気になるところではございます。しかしながら、一旦は、今の段階でということで、変更もあり得るということも考慮に入れて、このようにさせていただきたいと考えております。

柳澤委員

分かりました。

学校教育課長

もう一点の登校日につきましても、適宜、分散登校の形で行ったりといったことは、文部科学省からも、柔軟に考えるようにということであり、このことにつきましても、ビデオ会議システムが動いていきますし、環境がない子供たちに対しては、電話での連絡、ポスティングといった形で、コンタクトを取っておりますので、何らかの形でコンタクトを取っていけるのかなと考えております。

一方で、新学期になり、6日の日と入学式において、新しい学級の担任とクラスについては発表を済ませておりますが、学級として動いていくという部分については、まとまった形では動かせておりませんので、その辺につきましても、今後の感染状況を踏まえて、登校日等は検討していく必要があると考えております。

教育長

5月6日までの延長を、何が何でも定めているということではないけれども、区切りとしての目途としているということですか。

学校教育課長

はい。

教 育 長	場合によっては、当然考えなければならない状況が出てくれば、延長していくということですが、この表現については、5月6日までを延長とするということで、意図は伝わりますでしょうか。
柳 澤 委 員	恐らく手順として想定されるのは、連休前にもう一度、ご家庭に対して、何かアクション起こされるということだと思います。
教 育 長	はい。
柳 澤 委 員	そういうことで大丈夫だとは思いますが。これから連絡が無しで、5月6日の少し前に、初めてということでは無いという形を取っていただければ、良いと思います。
教 育 長	では、そこを丁寧に、早く判断するべきところは、早め早めに判断しながら、周知も、早め早めにしていくということにさせていただきます。それと、登校については、今この状況の中では、出来る限り人の動きを制限しなさいというなかで、奈良県内は、ほとんどが登校日を設定するという形だったと思います。大阪、神戸については、登校日は今のところつくっていないというところなのですが、本市も、緊急事態宣言を受けている近隣都市、京都ももう危険な状況になってきているというような中で、まずは動かないで、今、課長が申しましたように、双方向型のコミュニケーションのツールを確立していくということを急いでおります。そこで何とか子供とのコミュニケーションを確保するという形で、また、状況が終息に向かって進めば、登校日も設定をしていくという、柔軟な対応でよろしいでしょうか。
都 築 委 員	3月、急に学校が休校になって、そのままずっとその状況が続いていて、なおかつこの先どうなるかはっきりしない。その中で、子供たちに対して、どういうメッセージを出していくかというのも大切だと思います。何のために今こうしていなければならないのか。確かに、先生方も子供たちもつらいと思うんですが、それはもちろん自分の身の安全を守るためでもあるけれども、自分が気をつけることによって、自分が社会の一員として頑張ることによって助かる人もたくさんいる。この難局を、みんなで乗り切ることが大事なんだという自覚を、子供たちにも持ってもらえるような、そういうメッセージもきちっと出すべきかと思います。その上で、子供たちは、学校に来ない間、家庭でどう過ごすのがよいのか、それぞれが考えていけるような、そういう学習の機会にするようなメッセージの出し方というのを考えてみればどうかと思います。そのあたりの理解が、保護者も学校も子供たちも、なかなかばらばらなのではないかと思います。その上で、一方でやはりストレスというのは、知らず知らずにたまって



いくと思います。そんな中で、泣きたくなるとか、誰かに八つ当たりしたくなるとか、そういう気持ちが起こってもそれは不思議なことじゃない。そういうときには、きちっと周りの大人に相談しましょうというメッセージを出す。不安をあおるようなものもたくさんありますので、そういうふうを感じたら、やはり、あまりそういうものは見ないようにしようねとか、中学生、高学年になっていきましたら、スマートフォンで色々な情報を得ることが出来、大人でも色々なことに惑わされるわけですから、正しい情報を得ることが大事であるといったメッセージ。それは、大人も子供も気をつけないといけないことですので、心のケア、ストレスチェックというところも含めて心身面、体のほうはいろいろ気がついても、心のほうってなかなか見えないですし、見落としがちになります。これからこういう状況が長引いていく中で、やはり心のケアというところも、しっかりと子供たちに、こういうこともあるかもしれないけれども、そういうときはこうするんだよということを伝えていってもらいたいと思います。

教 育 長

この件に関して、先ほど、登校日に取ったアンケートの説明がありましたが、不安があるかないかといえば不安があると答えた者は約2割います。この2割の不安があるということについては、これは現場の先生が2割の子供については電話をしたりとかいうような対応をしていたらいいと思うのですが、このアンケートを見て、専門家、臨床心理士も含めて、どんな見解を持っておられますか。

教育支援・相談課長

当課所属の臨床心理士の見立てといたしましては、不安の内容は、現状から考えられる場合としては、自然なものであろうということです。また、いざというときに相談できるルート、どこへどういう形で相談したらいいのかという相談できるルートを、子供たち、保護者に示しておくということが必要であらうということです。

また、親子関係ですか、家庭の状況というのは、それぞれ学校が把握している状況もありますので、そこの部分については、先週、学校のほうにも通知し、必ず校内で共有し、対応するようという指示も出させていただいているところでございます。

教 育 長

親子関係の話で、今、メディアを通じてですが、家族も含めて長く家にいるということで、従来、うまくいっていない親子関係の中で、長期間在宅しているとなつていってしまう。それから、体調も含めて物を食べなくなるとか、長引くことで、虐待というか、そういう形になるというようなことも含めて、あるように推察されます。本市においても、このことを踏まえて、いじめ防止生徒指導課の方で対応してくれていると聞いていますが、そのあたりについて、課長から少し説明願いますか。

休業中の、家庭内での、長期滞在による影響、とりわけ虐待等について危惧される児童・生徒については、子育て相談課とともに連携をしながら、その情報の把握については日常的に行っているところです。休業に入ってから、たくさんのケースについてやり取りをしていますが、休業に入る以前に比べて大幅に増えたという印象は、今のところは、特にないかなというように感じています。

それから、先日一度、登校日がございましたので、登校日に登校した子供について、特にリスクの高い子供には、学校と事前に内容の確認をした上で登校日を迎えており、その出欠の状況についても学校のほうに当課から確認をしながら、子育て相談課とともに追跡の調査を行っているところでございます。

今後、学校のほうに、小学校でしたら、預かりで来ている子供たちがいることや、あるいはバンビーホーム等にも来る子供たちがいますので、そういった場面をしっかりと観察の機会として、虐待危惧といったような視点もしっかりと持ち合わせながら、観察をしていくといったようなところで、各校には指導をしているところでございます。

見逃さないという、アンテナを高くしてということと、あと、都築委員のおっしゃったように、やはり子供に正しい安心のできるメッセージを発信していくということについては、学校からもそうですし、委員会としても、メッセージ配信ができるようになれば、積極的に回を重ねて状況、状況に応じたタイムリーなメッセージを流していくという対応をしていきたいと思っております。

5月6日までの延長ということは、もちろんそのようにすべきだと思います。言うまでもなく、学校というのは教育を行う場ではありますが、その前提として、一番ベースの揺るがせてはならないことは何かというと、学校が安全で安心な場であるという、そのベースの上に学校教育というものはやはり立っているということだと思っています。

先ほどから説明の中にも、何度もお話に出てきましたけれども、緊急事態宣言が出された府県に通勤をする保護者も大変多いというのが、奈良市の保護者の現状でもあるということから考え、あわせて、今、感染源が分からない感染が増えてきているという状況も、見逃してはならないことでもあるのだろうと思います。

子供たちが一旦学校のほうに登校してくれば、今、こういうふうには換気がある程度できるように配慮していただいているように、密室ということはつくりたくないという、そういう環境を教室の中でつくることは、一定できるわけでもあります。しかし、子供たち同士が一旦関わり始めると、特に年齢の低い段階の子供においては、密接な関わり具合であったり、密度の高い場を、休み時間等々においても、自分たちで自然につくってしまうという、幾ら注意しても、そういう場ができてしまう

ということにもなってきます。つまり、安全で安心な場に、3つの密ということから考えて、なかなか学校が応えていけないということにもなってしまうのだろうというようにも思います。そういうことから考えて、学校の臨時休業は、一旦、5月6日までということを経続すべきだろうと考えます。

あわせて、休業期間中の子供たちに対しての支援ということですが、これはやはり学校教育ということから、しっかり考えた関わりを持っていかなければならないとも思います。特に3月までと4月に入って以降の非常に長期にわたると、今もお話が出ていましたけれども、その中においては、3月と違ってほしいことは、やはり家庭と学校がつながっているという実感を、いかに家庭のほう、子供たちが、保護者が持つことができるのかということにあるのではないかと思います。

そういう意味で、授業動画の配信であったり、その先にオンラインでの指導ということ、実際に自分たちが学ぶことができる、新しい中身も、そこで少し学んでいけるということ、子供たちが、または、保護者が思えるということが、多少なりとも、先ほどから出ているような、不安感も少しそこで解消していけるようなものにしていかなければならないと思います。ただ、危惧もしておられるように、各家庭のネットワーク環境というのは非常に様々で、アンケートで見えないような細部でのつまづきなり、つながりにくさというのは、これはきっと出てくると思います。そこを詰めていっていただくというのは、これは各学校においてもご苦労いただくことになるとは思います。そういう細かい取組ということ、もちろん先生方の勤務ということにも、配慮をしながらということになるとは思います。各校の状況に合わせて、準備をしっかりと進めていって、できるだけ学校の内容がしっかり子供たちに届いていくように、手だてを講じていっていただきたいと思います。

教 育 長

ありがとうございます。おっしゃったように、本当に違うのは、今、4月から、新入生が居ることも踏まえて、顔が全く見えないということでしたので、本市についても、始業式は登校日に変えて、短時間ででも実施をしたかったというわけでございます。そののところも含めて、では、そのまま繋がっているということではないので、梅田委員がおっしゃったように、あらゆる手段を考えながら、インターネット環境も駆使しながら、つながる工夫をしていくというところでございます。

なお、改善すれば、登校日を設けるなど出来れば、もっといいのですが、今、最悪の状況の中で、どうするのかというご指摘があったということで、受け止めておかなければならないし、すぐにでも手段を構築していかなければならないということだと思います。

それから、ネット環境の格差というのが、アンケートでは大体まだ6割程度でしたが、その辺は、どういうようにしていこうと考えていますか。

学校教育課長	インターネット利用環境に係るアンケートについては、最終の取りまとめが近々出ます。今、各学校のほうから、アンケートの回答がまだなご家庭について、追いかけていただいているという状況でございます。その上で、どのぐらいの方々が、どのような環境にあるかということをし、しっかり把握した上で、必要なところに支援していきたいと考えております。
教 育 長	具体的には、タブレット端末の貸出しと、Wi-Fiのルーターの貸出しですね。
学校教育課長	はい。
教 育 長	今週中を目途に、マッチングを済ませるようにしてください。
柳 澤 委 員	<p>今のところ、基本的な目標として、Wi-Fiルーター、プラス、タブレットが、全児童・生徒の手元にあるというようにしていただけたらと思います。ネット環境の差が、教育格差につながりかねないところを、私自身は危惧しています。もちろん、将来的にネット環境で、ずっといくかどうかは別の判断ですが、やはり今できることは全て、まずやってみるというところで、お願いしたいと思います。</p> <p>それと、ビデオ会議システムの内容、1つは動画配信をテレビ会議室、別のところでおやりになるのかなというように、今の説明では受け止めていただきました。しかし、本来、学校と家庭はほぼ連携が取れているはずなのですが、感染対策でそこが切れていますので、今のところ、そこをつなぐ唯一の手だてがインターネット環境ですので、そうすると、授業という学習支援の部分と、心のケアまで入るかどうか分からないのですが、例えば担任の先生が、ホームルームをテレビ会議室でやることができるのかどうか、あるいは、そこまで、教科の指導以外のクラス運営のところまで、テレビ会議室でやろうとされているのかどうかだけ、ちょっとお考えを聞かせてください。</p>
学校教育課長	このビデオ会議システムですが、これは、双方向のコミュニケーションが取れるようなことになっていきますので、それでいきますと、画面の中にそれぞれの学級ごとの部分をつくっていきけるようなことは、考えられると聞いております。ただ、授業の部分については、どのような形で動画を流すかということは、ビデオ会議室とは別の形で今は考えております。実際につなぐ回線数の制限があったりとか、色々なところを今調整しているところで、今回、試運転を進める中で、学校ごとに指定しまして、一条高校を含めると65あるのですが、学校を全て一斉につなぐということはちょっとできないような状況ですので、曜日を振り分けて、学校ごとに時間帯を設定して、順につないでいただければいい

う状況で、今試しております。またご報告できることがございましたらご報告させていただきます。

都 築 委 員

いきなり授業というよりは、まずは、子供たちも登校日に顔を合わせてほっとした、うれしかったという声がたくさん聞かれますから、先生方と子供たちの関係性をしっかりしたものにしていく。そして、子供たち同士が顔を見てほっとできる。柳澤委員がホームルームという言い方をされましたが、まずはそういうお互い顔を見合って、お互いが元気でやっているということの確認からでも、授業をやるとなるとなかなか大変だと思うので、そういうところからまずは、試みにやっていただけたら子供たちも安心するのではないかと思います。

畑 中 委 員

ストレス、不安を抱えている子供が多い中ですが、保護者の方自体もやはりご自身の仕事のことであったり、家庭守っていくというような意味で、本当に不安な方、ストレスを抱えている方が多いと思います。そのような中、梅田委員がおっしゃったように、しっかりと子供と学校がつながっている、学習支援に加えて、心のケアという部分までつながっていけば、これはすばらしいことだと思います。

ただ、オンラインの学習支援につきましては、色々な課題があると思うのですが、今、この事態が終息後、色々なことが変わっていくと言われていきます。そういった中で、企業、会社にしてもテレワークのシステムが、今まで手をつけなかった部分をやることによって、出来るんだというところが出てきているということを考えて、まずは今できることからやっていって、修正を加えながら行っていくというのは非常に大事なことです。

1つ、メッセージという部分では、このコロナによる休業が、本当に日常の当たり前ということが、いかにありがたいかということ、しっかりと家庭で子供も保護者も感じながら感謝していくような期間でもあると思います。なかなか難しいことですが、時間を大切に使いましょうというようなことを、担任の先生であったり、学校側からしっかり発信、メッセージとして送っていくのはすごく大事なことです。

教 育 長

今、柳澤委員もおっしゃいましたが、そういう環境を使って教育をするということは、本当に、未来の教室ということで、国もGIGAスクール構想を、もう少し時間をかけて計画をしておりましたが、今回のことで、補正予算で年度末までに一気に全ての学年に一人一台のタブレットを揃えるということです。

ただ、物も含めて、それが全国一律にすぐに揃うのかということもあり、取りあえず、出来るところからしっかりと着実にやろうということでございます。ウェブ上には、本当に立派な授業もどんどん出ているのですが、それも使っていただきながら、本市としては、コミュニケーションとい

うことを大切にするならば、学校の教員が、授業を上手にはいきなり出来ないかもしれないけれども、習っている先生やうちの学校の先生が授業してくれてはるということだけでも、子供は、安心を持てるだろうということも含めて、拙い授業であっても、そこから始めるということで、撮影も始めています。撮りだめもできている状況ですので、今週中には授業を、一方向にはなるのですが、時間帯を決めて流すというふうな予定で進めているというところでございます。そのこのところをしっかりと、大切にしていきたいと思っております。

ほか、ご意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

今後、委員の方々にも、今日に限らずまた緊急に、どんなことをご相談して、ここで決めていただくということになるのか知れませんが、そのときにはまたよろしくお願ひしたいと思います。またお気づきの点も含めて、こちらのほうにご指示をいただいたらと思っております。

それでは、特にご意見、その他ご質問がなければ、これで議案第1号「新型コロナウイルスの感染拡大防止に係る奈良市立学校の臨時休業について」、採決させていただきます。

本案を議案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんか。

教 育 委 員

異議なし。

教 育 長

異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案どおり可決することに決定いたしました。これで本日の案件は終了いたしました。このほかに何かご意見、連絡等はありませんでしょうか。

それでは、これをもちまして本日の臨時教育委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。